

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口2191番地1
氏名 福岡産業開発株式会社
代表取締役 吉永 清美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 5 年 4 月 8 日

許可の有効年月日 令和 12 年 4 月 7 日



1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上17品目

積替え、保管を含む。

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類(以上6品目については、石綿含有産業廃棄物に限る。) 以上6品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字左屋ノ下2191番1

面積 13.44㎡

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類(以上6品目については、石綿含有産業廃棄物に限る。) 以上6品目

保管上限 18.0㎡(1.5mコンテナ×12個)

積み上げることができる高さ 1.8m(コンテナ2段)

以下余白

3. 許可の条件

廃棄物の積替え、保管行為は、上記積替え保管場所以外では行わないこと。

廃棄物の積替え、保管行為は、運搬容器に封入したままで行うこと。

以下余白

(以下裏面に記載)

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7年 4月 5日 変更許可により取扱品目（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、動物のふん尿、ばいじん）の追加

平成 8年 12月 1日 更新許可

平成 12年 2月 24日 変更届出により積替え、保管の廃止

平成 13年 12月 1日 更新許可

平成 18年 12月 1日 更新許可

平成 19年 5月 2日 変更許可により積替え、保管に係る取扱品目（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類）の追加

平成 23年 12月 1日 更新許可

平成 27年 12月 25日 変更届出により積替え、保管場所の変更

平成 28年 4月 8日 更新許可

平成 29年 10月 16日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記

令和 5年 4月 8日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無

有 ・ 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

